

青少年団体運営費補助金交付要綱

(総則)

第1条 市内の青少年団体の運営を助成するための補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する団体とする。

- (1) 特定公益増進法人（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第77条に規定する法人をいう。）のうち、文部科学省が所管する青少年に対する社会教育を行う法人であること。
- (2) 本市の区域内において、青少年の健全育成を推進するため、計画的かつ継続的な団体活動を行っていること。
- (3) 会員（当該年度における年齢が5歳から18歳までのものに限る。以下同じ。）のうち20人以上が本市の区域内に住所を有していること。
- (4) 市が主催する事業等に積極的に協力すること。

(補助額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる額を合算した額（25万円を限度とする。）とする。

- (1) 均等割 1団体につき3万円
- (2) 人数割 本市の区域内に住所を有する会員数に1,000円を乗じて得た額

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書は、毎年6月末日までに市長に提出するものとする。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿

(請求)

第5条 市長は、規則第11条第1項ただし書の規定により、補助事業完了前に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども育成部長が定める。

(施行期日)

1 この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 青少年団体運営費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。